略特別区域限定保育士試験委員（次条において「特区限定試験委員」という。）並びに指定試験機関の役員及び職員並びにこれらの職にあった者についての第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下「新児福令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新児福令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条	次のとおり	次に掲げる規定並びに旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十二条の規定並びに改正法附則第二十条の規定により同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。以下同じ。）	
第七条第三項第三号	第十二条	第十二条又は改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号）第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「なお従前の例による旧特区法施行令」という。）第八条第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）	
	指定試験機関の指定	指定	違反して、又は旧特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、
第七条第三項第五号イ	違反して		
第七条第三項第五号ロ	において		及び改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第八項において
第十二条第二項	至つたとき		至つたとき、又はなお従前の例による旧特区法施行令第八条第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき
第二十条の四第三項第四号	次条	次条又はなお従前の例による旧特区法施行令第八条第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）	
	指定地域試験機関の指定	指定	違反して、又は旧特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、
第二十条の四第三項第五号イ	違反して		
第二十条の四第三項第五号ロ	において		及び改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第八項において
第二十条の五第二項	至つたとき		至つたとき、又はなお従前の例による旧特区法施行令第八条第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき
第二十二条の六第十七号	認定こども園法		認定こども園法及び旧特区法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
第二十二条の九	第二十二条の六各号に掲げる法律		第二十二条の六各号（第十七号を除く。）に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法
第二十五条の十二第二項第二号	第二十二条の六各号に掲げる法律		第二十二条の六各号（第十七号を除く。）に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法
第二十五条の十二第一項第五号	及び第十一号から第十九号までに掲げる法律	、第十一号から第十八号及び第十九号に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法	
第二十七条の十一第一項第一号	及び第十一号から第十九号までに掲げる法律	、第十一号から第十六号まで、第十八号及び第十九号に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法	
第二十七条の十一第二項第二号	第二十二条の六各号に掲げる法律	第二十二条の六各号（第十七号を除く。）に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法	

（医療法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条　旧試験合格者並びに特区限定試験委員並びに指定試験機関の役員及び職員並びにこれらの職にあった者についての第三条の規定による改正後の医療法施行令（以下「新医療法施行令」という。）、第四条の規定による改正後の生活保護法施行令（以下「新生活保護法施行令」という。）、第五条の規定による改正後の社会福祉法施行令（以下「新社会福祉法施行令」という。）、第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法施行令」という。）、第七条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行令（以下「新精神保健福祉士法施行令」